OFFICE URIZUN / EXTRA EDITION 2026

うりずん通信

号 外

Officeうりずん社会保険労務士・行政書士事務所　2026年11月

健康診断は「受けて終わり」ではありません

健康診断は年1回、深夜勤務の人は年2回の受診が義務です

健診後の「医師の意見聴取」と「就業上の措置」まで行って、はじめて会社の健康管理になります。運送業・建設業では、事故防止や現場の安全にも直結します。

1 健診後に会社がやること

健診で「異常の所見」があった従業員について、会社は**産業医等の医師から意見を聴き**（**健診を受けた日から3か月以内**）、その意見を踏まえて**勤務時間や作業内容などを見直す**必要があります。50人未満で産業医がいない事業場でも、この対応は必要です。

① 結果の確認	② 受診を促す	③ 医師の意見	④ 措置の実施	⑤ 記録・保存
異常所見のある人を把握	要再検査・要精密検査を放置しない	健診日から**3か月以内**に聴く	勤務時間・作業内容を見直す	意見を健診個人票に記載

2 「再検査」と「医師の意見聴取」は別のもの

再検査・精密検査

本人が医療機関を受診し、病気かどうかを詳しく調べるもの。「要再検査」「要精密検査」を放置せず、早めの受診を促しましょう。

就業上の措置についての意見聴取

会社が医師に「この人は今の仕事を続けてよいか、配慮は必要か」を聴くもの。再検査を受けたかどうかにかかわらず必要です。

医師の判断（就業区分）	内容の例
通常勤務	通常の勤務でよい
就業制限	労働時間の短縮、残業・出張の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数を減らす など
要休業	療養のため、休暇・休職などで一定期間勤務させない

医師には健診結果だけでなく、仕事内容も伝えましょう。運転業務・高所作業・重機操作・夜勤の有無、労働時間や作業負荷がわからないと、医師は適切な判断ができません。

3 高血圧を放置したまま働き続けるリスク

高血圧は**自覚症状がほとんどない**まま進み、放置すると脳卒中や心筋梗塞などのリスクが高まります。「本人は元気そう」でも安心はできません。

運転・高所作業・重機操作中に発症すれば、本人だけでなく、**周囲を巻き込む重大事故**につながるおそれがあります。

会社ができる支援

- 健診で高い血圧を指摘された人に受診を勧める
- 通院しやすいよう勤務を調整し、治療の継続を支える
- 血圧の状態と仕事内容について医師の意見を聴き、必要に応じて残業・夜勤・作業内容を見直す
- 「高血圧」という診断名だけで一律に就業を制限せず、**血圧の管理状況と仕事内容**を踏まえて判断する

4 健診結果は大切な個人情報

健診結果は要配慮個人情報です。**見られる人を必要最小限に限定**し、鍵のかかる場所やアクセス制限のあるフォルダで保管しましょう（健診個人票は5年間保存）。上司などに伝えるのは「残業制限が必要」など**就業上の配慮に必要な範囲**にとどめます。健診結果を理由とした不利益な取扱いは禁止されています。

うりずん通信 号外

健診後の対応と、安全な職場づくり

5 運送業・建設業は安全に直結

運転中の意識消失や、高所・重機作業中の体調急変は、重大事故に直結します。健康管理は福利厚生ではなく、**事故防止・現場の安全対策**そのものです。

体調を相談しやすい職場に

・点呼や朝礼で体調を確認し、声をかける
・「強い眠気」「頭痛」「胸の痛み」などを申し出た人を責めない
・申し出があったら、運転・作業を交代できる体制を準備

6 健診は年1回、深夜勤務は年2回

健診	主な対象
定期健診	常時使用する全従業員。**年1回**
雇入れ時健診	常時使用する従業員を雇い入れるとき
特定業務従事者	深夜業（22時～翌5時）に常時従事する人など。**6か月以内ごと＝年2回**
特殊健診	有機溶剤・粉じん等の有害業務

7 対応しないと、会社にこんなリスクが

要注意

1 健診を受けさせない

年1回（深夜勤務は年2回）受けさせるのは会社の義務。違反すると**50万円以下の罰金**の対象です。従業員にも受診義務があるので、未受診者には受診を指示しましょう。

2 受診後、医師の意見を聴かない

意見聴取と就業上の措置も法律上の義務。対応しないまま病気が悪化・発症すると、**安全配慮義務違反として損害賠償**を求められるおそれ。50人未満なら地さんぽで無料で対応できます。

3 高血圧を知りながら働かせる

把握していたのに受診勧奨や勤務の見直しをせず、脳卒中などを発症すると、**会社の責任が重く問われる**おそれ。運送業では、安全に運転できないおそれのある運転者の乗務は行政処分の対象にも。

会社の方針

異常所見がある人は**3か月以内**に**産業医の意見を聴く** ▶ 状況に応じて**治療を受けさせる** ▶ 治療に応じない場合は**運転業務・建設現場の業務につかせない**

それぐらいしないと、命に関わる事故になりかねません。

8 50人未満の事業場は「地さんぽ」を活用

地域産業保健センター（地さんぽ）では、50人未満の事業場向けに、**無料**で健診結果についての医師の意見聴取や健康相談を行っています。

申込みの流れ

・管轄のセンターへ電話・メールで相談し、所定の申込書を提出
・受理後に必要書類を送付 → 医師が確認 → 意見が返送

利用回数の制限あり。結果の返送まで1～2か月ほどかかる場合があります。

主な必要書類（センターにより異なります）

・利用申込書
・対象者リスト（氏名・年齢・性別・従事業務）
・健診個人票のコピー（数値が読めるもの）

最寄りのセンターの探し方

「地域産業保健センター　都道府県名」

で検索。わからない場合は弊所へお問い合わせください。

9 健診後の対応チェックリスト

- ☐ 全員の健診結果を確認し、異常所見のある人を把握した
- ☐ 「要再検査」「要精密検査」の人に受診を促した
- ☐ 再検査の受診状況をフォローしている
- ☐ 健診日から3か月以内に医師の意見を聴いた
- ☐ 医師に運転・高所・夜勤などの仕事内容を伝えた
- ☐ 意見を踏まえ、勤務時間・作業内容を見直した
- ☐ 深夜勤務の人は年2回、有害業務の人は特殊健診を実施した
- ☐ 体調不良や眠気を申し出やすい体制がある
- ☐ 健診結果を見られる人を限定し、5年間保存している
- ☐ 50人未満の場合、地さんぽの利用を検討した

参照

1. 厚生労働省 健康日本21アクション支援システム「高血圧」 https://kennet.mhlw.go.jp/information/information/metabolic/m-05-003
2. 労働者健康安全機構 治療と仕事の両立支援「法令情報」 https://www.ryoritsushien.johas.go.jp/laws.html
3. 厚生労働省「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」 https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001418819.pdf
4. 国土交通省「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」 https://www.mlit.go.jp/common/001089815.pdf
5. 神奈川産業保健総合支援センター「地域産業保健センター」 https://www.kanagawas.johas.go.jp/
6. 労働安全衛生法 第66条・第66条の4・第66条の5・第120条、労働安全衛生規則 第44条・第45条・第51条の2、労働契約法 第5条、貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条

2026年10月12日時点の公表資料をもとに作成。健診後の対応や地さんぽへの申込みも、どうぞお気軽に弊所へご相談ください。

© 2026 Officeうりずん社会保険労務士・行政書士事務所